

平成25年第5回茂原市教育委員会会議（4月定例会）日程

4月25日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 学校評議員の委嘱について

議案第2号 茂原市社会教育委員の委嘱について

議案第3号 茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第4号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

議案第5号 茂原市立図書館協議会委員の任命について

議案第6号 茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命について

議案第7号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

（報告事項）

1 平成25年度第6回（5月定例会）及び第7回（6月定例会）茂原市教育委員会
会議の日程について

2 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第7号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成25年第5回（定例会）

- 1 期日 平成25年4月25日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時05分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 齋藤 晟
委員長職務代理者 足立 俊夫
委員 鎌田 俊郎
委員 鈴木 一代
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 中山 邦彦
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 唐鎌 孝雄
美術館・郷土資料館長 渡辺 哲也
図書館長 池座 一雄
教育総務課長補佐 中村 一之
- 5 署名人の指定
委員 鎌田 俊郎
委員 鈴木 一代

- 齋藤委員長 : 平成25年第5回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、鎌田委員と鈴木委員にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案が7件となっております。
議案第1号「学校評議員の委嘱について」説明をお願い致します。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : それでは議案第1号について質疑をお願いします。
- 鈴木委員 : 昨年ですと選出区分が保護者、その他と区分されていましたが、今年は1号、2号と区分されていまして、1号が保護者、2号がその他となると思うんですが、理由があつての変更となるのでしょうか。
- 鈴木教育部長 : 規則に基づきまして選出区分が定まっておりましたので、それを明確にするために表記させて頂きましたのでご理解をよろしくお願い致します。
- 足立職務代理 : 学校評議員は、学校によって開催回数は違うと思いますが、どの程度の頻度で会議をされているかお聞かせ願えますか。

- 宮本学校教育課長 : 足立委員からお話があったとおり学校によって回数には違いがございますが、多くは年間前期・後期で1回ずつか、後は旧で申しますと1学期2学期3学期というような区分の中で開催されていると把握しております。
- 齋藤委員長 : そのようなところでよろしいですか。
- 足立職務代理 : はい。結構です。
- 齋藤委員長 : 関連なんですけど、これは予算がつきますよね。予算はどの位ですか。年間予算トータルで。
- 鈴木教育部長 : 資料が手元にありませんので、後ほど。一人いくらという形で。定額です。
- 齋藤委員長 : はい、結構です。1号議案につきまして、他にございますか。なければ採決に入ります。原案通り可決することにご異議はありますか。
- 各委員 : 異議なし。
- 齋藤委員長 : それでは全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。続きまして、議案第2号「茂原市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : それでは議案第2号について質疑についていかがでしょうか。
- 足立職務代理 : 以前にもありましたが、あて職で来られる先生方、また役所の方々は住所が学校とか役所の住所になっているんですが、他の方たちはご自分の住まいの住所を書かれているわけだから、同じ扱いにした方がいいんじゃないかという話になったかと思えます。これについてはいかがでしょうか。
- 齋藤委員長 : その時、結論は出ていましたか。
- 鈴木教育部長 : 個人の方については個人の住所、あて職と言いますか、選出が学校の校長先生や行政の方については、学校あるいは市役所の住所を使わせて頂くという形で、統一させて頂きましたのでご理解頂きたいと考えております。
- 足立職務代理 : 統一させたのであれば、それで結構です。
- 齋藤委員長 : 私の方から教育長にお聞きしたいんですが、社会教育委員長が青少年育成市民会議の会長をずっと兼務していますが、以前にも異論を言ったことがあるんですが、その辺は変わらないんでしょうか。
- 私でそこを言いたいのは、市民会議は、各団体で委員になり会長をやって立ちあがっていける方が何人かいるわけですよ。
- にも関わらず、社会教育委員の委員長が落下傘で下りてきて、常に会長をやっているというのはいかがなものかと。7、8年ぐらい前に言ったことがあるんですが、依然としてそのままなんですけど、それに対して教育長は何か思いはありますか。
- 古谷教育長 : 今は中山先生がずっとやられてますよね。
- 齋藤委員長 : はい、委員長が会長をずっとやられています。
- 古谷教育長 : 私も調べられていないのですが、規則などはあるんでしょうか。
- 高中生涯学習課長 : 今の話は初めてお聞きしたいんですが、会長、副会長、委員長、副委員長とございますが、選び方とすれば、それぞれの委員会、それぞれの青少年市民会議の委員で選出している状況ですので、今の状況ですとたまたま中山先生がそれぞれのトップに立っているというように伺っております。
- 齋藤委員長 : 今の課長のお話によると、役員の互選によってというお話ですね。私の知っている限りでは、ずっと歴代の社会教育委員長が育成会の会長をやっているんです。互選じゃないんです。その場にいませんから。この場で結論が出る話ではないんですけども。
- 古谷教育長 : 選び方について検討してみます。
- 齋藤委員長 : 議案第2号につきまして他に何かございますか。なければ採決となります。原案どおり、可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 齋藤委員長 : それでは議案第2号も全会一致で原案どおり可決することと決定いたします。
- 次に、議案第3号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明

- をお願いします。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : 議案第3号、質疑をお願いします。
: よろしいでしょうか。
: それでは、議案第3号の採決に入ります。議案第3号、原案どおり可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
齋藤委員長 : それでは、議案第3号、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
: 次に、議案第4号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : 議案第4号につきまして、質疑をお願いします。
: いかがですか。ありませんか。それでは、議案第4号の採決ですが、原案どおり可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
齋藤委員長 : 議案第4号も全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
: 次に、議案第5号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : それでは、議案第5号について質疑をお願いします。
: ありませんか。それでは第5号議案の採決に入ります。原案どおり可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
齋藤委員長 : それでは、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
: 次に議案第6号「茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命について」説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : 議案第6号、質疑をお願いします。
: 無いようでしたら採決です。原案どおり可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
齋藤委員長 : 議案第6号は全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
: 次に議案第7号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : 議案第7号について質疑をお願いします。
足立職務代理 : 細かいことですが、米本委員の住所は括弧書きでご自分の住所も書いてあるんですが、鶴岡委員の方は書いていないのは、何か意図するものがあるんでしょうか。
- 大和久体育課長 : 特に意図することはございません。
- 足立職務代理 : 先程のお話ではありませんが、統一するということでしたら括弧書きは消してしまってもいいんじゃないですか。
- 大和久体育課長 : 分かりました。
- 齋藤委員長 : 他にいかがでしょうか。
: 無いようでしたら採決に入ります。一部手直しをして可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。

- 齋藤委員長 : それでは、一部手直しで可決することと決定いたしました。
次に報告事項に入ります。報告事項の1「平成25年度第6回（5月定例会）及び第7回（6月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 中山次長 : それでは「平成25年度第6回（5月定例会）及び第7回（6月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」ご説明致します。
5月の第6回教育委員会会議につきましては、3月の会議の時点で5月30日に開催することでご報告させて頂いておりましたが、6月5日に開会となります第2回定例市議会の一般質問の通告締切が5月28日ということで、それ以降は議会対応が始まってしまいます。ということで、事務局側の都合で誠に申し訳ありませんが、1週間早めて頂いて5月23日（木）午後3時から市役所9階の会議室で開催することに変更させて頂きたいと思っております。
6月の第7回教育委員会会議につきましては、通常通りの最終木曜日であります6月27日の午後3時から市役所9階会議室で開催することをお願いしたいと思います。
- 齋藤委員長 : ただいま提案のありました5月に関しましては議会とバッティングするということで1週間早めて23日、6月に関しましては今までどおり最終木曜日の27日、ともに15時ということでよろしいですか。
- 各委員 : はい。
齋藤委員長 : 次は、報告事項のその他ですね。
中山次長 : <資料にて説明>
- 齋藤委員長 : はい、ありがとうございます。
まずは日程につきまして、5月15日（水）16日（木）ということでよろしいですか。
- 各委員 : はい。
齋藤委員長 : 次に、内容ですが、文化財の視察をした方がいいか、しない方がいいか。どちらにした方がいいでしょうか。
- 足立職務代理 : せっかくですので見せて頂けたらと思います。
齋藤委員長 : 他の委員はいかがですか。
各委員 : お願いします。
齋藤委員長 : 文化財を視察するという事でお願いします。
中山次長 : よろしくお願いします。
齋藤委員長 : 蓮福寺というのは日蓮宗ですか。
鈴木部長 : はい、日蓮宗です。
齋藤委員長 : 何か質問等ございますか。
古谷教育長 : 5月15日の午後ですが、茂原中学校へ所長訪問があるため、そちらの方へ出なければなりませんので、5月15日は昼食までご一緒させて頂いて、その後は茂原中の方へ行かせてもらいたいと思っております。
- 齋藤委員長 : はい、分かりました。
鈴木委員 : 日程がすごくきついということで、確かにきついですが、10時から10時50分が東郷小で、11時には東部小にということですから。9時30分とか時間を早めることってどうなのでしょう。
- 中山次長 : 1校で50分みているので、その中で縮めていかないと。
鈴木委員 : どうしてもいつも延びている感じがするので。
足立職務代理 : このスケジュールでいくと、最後の新茂原幼稚園に行くのは午後4時は過ぎると思いますが、大丈夫ですか。9時から始めるのは可能でしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 受け入れの時間は、例えば9時であれば大丈夫だと思います。
- 鈴木委員 : 給食の関係とかもあると思います。
齋藤委員長 : 時間厳守で。早足で。
足立職務代理 : 教育長が茂原中で所長訪問があるっておっしゃってたんですが、所長訪問とちょうど今回は時期が重なってしまうんですか。いつもは所長訪問とずれていたと思うんですが。

古谷教育長 : 所長訪問は、5月から10月まであって、所長が山武、長生、いすみとの2分の1の学校を回る。今回は、たまたまこの日に当たっていました。

足立職務代理 : 15日近辺で茂原市内の学校に所長訪問へ行くというわけではないんですか。

古谷教育長 : それはないです。たまたまここで重なってしまいました。

足立職務代理 : ということは、東郷小や東部小に15日や16日に所長訪問があるということも考えられるということですか。

古谷教育長 : それは考えられますが、今回は日程がもう来ていますので。

宮本学校教育課長 : その日はぶつかることはありません。

足立職務代理 : その日は当然ぶつからないだろうけど、前の日とかにあるとかそういうことはないんですか。

宮本学校教育課長 : その近くではないです。

足立職務代理 : それならいいんですが、あまり連続だと学校側が大変だろうから。

齋藤委員長 : では、この日程でよろしいですか。

足立職務代理 : はい。

齋藤委員長 : 次に何かございますか。

宮本学校教育課長 : 学校教育課の方から2点報告をさせて頂きたいと思います。
 1点目は昨年度末にありました「体罰アンケート調査」の結果についてでございます。昨年、大阪の桜宮高校で発生した、部活動の中での体罰。それが原因で生徒が自殺したという事案がございました。それを受けて千葉県では、各学校に次の2点の調査が行われて参りました。
 1つ目は、平成25年1月17日付けで各学校に相談窓口を設置せよと、その相談窓口で、児童生徒及び保護者そういった方々からの訪問を随時受けられるように設置をなささいというようなことでもございました。本市においても翌18日に各学校へその相談窓口を設置せよという通知を出しまして、各学校1月の中、相前後して窓口を設置したとのことでございます。その窓口での相談で体罰に関わることがあったかどうかという調査がその後に行われまして、茂原市においては調査期間でありました1月18日から2月28日までの相談受理数が、小学校で9件、中学校で6件での計15件ございました。ただし、その内容につきましては、主に学習のこと、それから友達同士のこと、あるいは家庭学習のこと等でもございまして、体罰にあたる相談については1件もございませんでした。
 続きまして、もう1つ県の方から小学校5年生から中学校3年生までを、実際のところは高校生までですけれども、義務教育でいいますと小学校5年生から中学校3年生までを対象に「体罰アンケート調査」が行われました。期間は、平成24年度になってという1年間の中で、体罰があったかどうか、あるいは見たかどうかという調査をかけたところでございます。
 これにつきましては、児童生徒、それから児童生徒が書いたものを保護者が点検して学校へ提出するという形式の調査でございました。結果と致しまして、茂原市内では小学校で2件、中学校で7件、計9件の報告があがってまいりました。
 体罰についてということでございましたので、多少指導の中での面は記載されておりました。市教委と致しましては、それを受けて各学校の校長と連絡を取り、その事の詳細について事情を聞いたところでございます。その結果、9件の内8件につきましては、話の内容からすると既に保護者や本人との間でもきちんと話が終わっておりまして、それについての苦情等も学校には届いていないという状況を受けたため、これについては報告するまでには至らないという判断をさせて頂いたところでございます。
 ただ、残りました中学校での1件につきましては、内容とすると授業中に一番前に座っていた1年生の男子が、後ろを向いて消しゴムを投げてふざけていた。担任が再三注意をしたにもかかわらずやめようとしなかったため、平手で頭を叩こうとしたが、それを避けたので教師の方は加えて数

回平手で頭を叩いたというようなことでした。その際に生徒が避けようとした時に、教師の手が生徒の眼鏡に当たって眼鏡が破損したという事案でございました。この事案についても、本人それから保護者への謝罪は、6月の事案でございましたので、既に済んでおりまして、アンケートの中では本人それから保護者と思われる方からの申出はなかったようですが、周囲の生徒からはそういう場面を目撃したという結果が届いておりました。

合わせて、この時期に市教委の方にメールで、こういう事実がありますと届いておりましたので、これについては今申し上げた事実を校長とも確認をした上で、まだ解決には至っていないという判断をして、東上総教育事務所へ報告をあげました。

市教委としましては、今後とも各学校の教職員に対して、決して体罰に頼ることなく児童生徒との信頼関係をまず築くこと、そこに教育の原点があるんだと指導して参りたいと考えています。

県教委の立場ですと、先程もありましたが、東上総からの学校への訪問の際にこの体罰防止については指導があるということですが、本市におきましては、23日に行いました茂原市教育研究協議会の全体会の中で、指導主事から全教職員に対して再度、不祥事の防止の中でも体罰の禁止について指導したところでございます。これが1点でございます。

あともう1点、2つ目でございますが、「アレルギーを有する児童への対応について」報告をさせていただきます。

昨年12月、東京調布市の小学校で5年生の女儿が給食のお代わりをした際に、アナフィラキシーショックを起こし死亡したという事案がございました。この事案を受けまして、市教委では次の2点の対応をこれまでに致しました。

1点目は、3月に「茂原市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を作成して、各学校へ配付致しました。その中で、改めてアレルギーを有する児童生徒への対応に慎重を期しているところでございます。

学校は、まず1人1人の子どもたちに対しまして、健康調査票を配布して、その中に保護者の方から当該児童のアレルギーについての情報を寄せて頂きます。それを基に担任と管理職、養護教諭を含めて共通理解を図ると共に、保護者との間で給食を取るにあたっての確認をさせて頂いているところでございます。万一、その給食がもとでアレルギー反応を起こしてしまう、そのような場合にはどうするかということにつきましても、マニュアルの中にもございますが、徹底を図っていきたく思っております。

ただ、作成したマニュアルの中で一部、医師会との間で意見調整をしているところがございますので、それを終えて正式なものとなる予定でございます。医師会からは、緊急時の対応のプロチャートの中で、はたして適切かどうかというご意見がございました。これについては、一昨日合意を得たところでございます。

また、保護者からのアレルギーの申出があるわけですが、それについてきちんと医師の診断を受けて、診断書を頂くようになっております。ただ、その診断書の形式が茂原市内で申しますと、各医者で対応がバラバラだということですので、その点を統一書式に出来ないかということで意見調整が必要なところがまだ少し残っております。

2点目の対応は、給食の献立表についてでございますが、従来は学級1枚の献立、児童の家庭1枚の献立を配付していましたが、4月からはアレルギーを有する児童生徒に対しては、保護者の希望を取った上で、食材の分析表まで付けた少し厚めの献立表を配布させて頂きました。

4月段階では、小学校で50、中学校で60の冊数をお配りしたところでございます。これによって、保護者の方でも今日の献立の中での食材の分析までチェックして頂いて、念には念を入れて事故防止を心がけるようにしたところでございます。

なお、情報と致しまして、平成24年度末の段階ではございますが、茂原市内で給食ではなく自宅から弁当を持ってきている子どもが小学校で5名、中学校で5名、合わせて10名おります。また、毎日ではありません

が、メニューによって一部、弁当を持ってきている子どもが、幼稚園、小学校、中学校で各1名、全体で3名おります。アレルギー症状の重い重篤な子どもとしてエピペンという、万が一の時にそのショックを大事に至らないようにするための注射ですけれども、それを所持している児童生徒は今現在、小学校では東部小学校に3名おります。1年生の男女1名ずつ、3年生の男子が1名。中学校では、茂原中学校2年生男子1名、本納中学校2年生男子が1名。都合、市内に5名の児童生徒がエピペンを所持しています。これらの子どもたちは、ピーナッツやエビ、カニ、それから乳製品とそれぞれ違うんですが、それらにアレルギー反応を起こすということは把握しておりまして、万が一に備えて当該の学校職員は平成24年度中にエピペン注射の実技の練習までは済んでおります。

このように茂原市の中では、2つの取り組みをしながら、東京都の事故が茂原市の中でも起こらないように万全を期して参りたいと考えております。

- 齋藤委員長 : 色々なご報告を頂きました。つきまして、何か質疑はございますか。
- 鎌田委員 : 驚いたんですが、うちの子どもが小学校に入った時に、すごいアレルギーでほとんど食べる物がなくて、毎日給食の献立に合わせた物を作っていて給食の先生に並べてもらって、それを食べていたんですけれども、あれから20年経ってまだ進んでいないということにびっくりしました。
- 齋藤委員長 : 今までそういう取り組みはやっていなかったんですか。アレルギーの子どもは今までも結構いると思うんですよね。何かあると、うちの子どもも喘息になってきたりして大変だったんですが、そういう子どもは20年の間にいなかったんですか。
- 鎌田委員 : 幸い事故にまではならなかったということでしょう。
- 鎌田委員 : そういう認識がなかったんですかね。20年経って、ある程度は進んでいるのかなと思っていたので、びっくりしました。今までそういう対応ってなかったんですか。
- 古谷教育長 : 今までは家庭に頼っていたというのがあって、近代的な調理場であれば一部卵を除去するとか、そういう除去食という物を作ることが出来るんですが、茂原の場合ですと設備が古く、狭いものですからなかなか給食場で作ってあげられないということがあります。
- 鎌田委員 : すごい大変なんですよ。1点1点作るの。ただ、作るまでいなくても、例えば蕎麦なんかは本当にすごいですよ。ショック死するぐらいの。作るのは大変なだけ、さっき言ったエピペンのような。
- 齋藤委員長 : あれは自分では打たないんですか。
- 宮本学校教育課長 : 一昨日、医師会の方でもあったんですが、本人も持っています。ただ、そういうショック状況になった時に、自分で自分を打つのはまず無理でしょうということなので、学校の方では予備として親御さんから預かったものを保存しています。それと、本人が常にどこに持っているかということも確認して、職員が打ちますということも確認を取っております。
- 鎌田委員 : 20年前と言うと、そんなに多くはなかったですよ。だから、先生方も認識が無いんですよ。一般的に本当に少数だから、甘えたこと言ってるんじゃないという雰囲気があったんですよ。アレルギーなんて大したことないだろというような雰囲気があって、ムッとすることがありました。
- 古谷教育長 : 認識は持った方がいいですよ。本当に死に至ってしまうものなので。
- 足立職務代理 : 給食を作るのは大変だと思うんです、うちも大変でしたから。そういうことが出来ない親御さんもいるでしょうし。十分注意してお願いします。
- 古谷教育長 : 今回事故があって、初めて一般的になってきたんでしょうね。
- 足立職務代理 : 出来ない親御さんがいるだろうって話が出ましたが、実際に今現在、お弁当を本当は作ってあげなければいけないけれども、お弁当を持たせられない。自分が忙しいとかで。でも、子どもはアレルギーという時に、現状としては対応はできませんか。

- 宮本学校教育課長 : 実際、そのような家庭がどの程度あるのかという調査は出来ていませんので、何とも申し上げられないんですが、自校で単独で作っている学校は、除去をしている子どももいるということです。
ただ、共同調理場で配食をしている学校は除去が出来ないので、家庭にお願いするか、あるいはエピペンを持っている子どもでもその日食べられない物だけを除去しているような状況です。
はい。親御さんに今日はこれが出るから、これは駄目だから取りなさいと言われていたようです。それが主食であれば、代わりの物をその日は持つていくのだそうです。入っていない給食は、みんなと同じものを食べていると3つの学校では言っていました。
- 齋藤委員長 : 大変だと思います。他にいかがでしょうか。
- 鈴木教育部長 : 給食については、アレルギーのある方はだいたい生徒数の1%程度というのが1つの目安なんだそうです。茂原市において、保護者の方からうちの子どもはアレルギーがあるよといった子どもは、重い軽いは別にして300人ちょっといるそうです。先程、学校教育課長が説明したものはかなり重篤の方の話なんですね。学校給食の場合は、現在茂原市の場合、単独調理場とセンター方式の両方やっていますけども、単独の方はまだ除去の多少の対応が出来るんですが、ただ厳格に言いますと、新しい調理場を作っているところを見ますと、完全に部屋を分離して、蕎麦のアレルギーともなると手袋をして作業し、手袋も1回ずつ捨てて、さらにAさんの食事はこれですよというように1つ1つをパッケージ化したような形で個別化して、配送までしていかないとその辺の問題は解決できないと言われていたようです。現実、そういう風にやっている地域もございます。ただ、100%アレルギーに対応できた除去給食を作ることは不可能に等しい。
ただ、茂原においては10何人かですから、お金をかければ対応は出来ると思いますけれども、それにはまず新しい給食調理場を作らないとこの対応というのは非常に難しいとご理解頂きたいと思います。
- 齋藤委員長 : ケースバイケースで色んなケースがありますからね。
他にいかがでしょうか。特に、第1番目の体罰について本音でもっていかがでしょうか。
- 足立職務代理 : 未決の分の1人なんですが、保護者とも話し合いを持ってると思います。保護者の対応はどうなんでしょうか。どういう受け方をしているんでしょうか。
今のお話を聞いたところによると、先生が手を挙げたことは最終的には悪いんだけど、子どもに責任があるように思うんだけど。
- 宮本学校教育課長 : 説明の仕方がまずかったのだと思いますが、そちらの1件につきましても、保護者と本人は特にその後、何も申し出てはおりません。確かに、自分の子どもがそういうことをしたのがまずいという反省の弁が6月の時点であったということです。そこでは片付いていると思います。しかし、実際には2月の時期に第3者から、東中学校の1年生はこういうことがあるという事件を知らせるメールがあったり、あるいはアンケートでこういう体罰を見ましたという何人かの子どもからアンケートが返ってきていますので、完全に収まったとは判断が仕切れないだろうと私どもは捉えました。
- 足立職務代理 : その後、その子どもは落ち着いたんですか。2年生になっていると思いますが。
- 宮本学校教育課長 : 6月の事案があつて以降、確かに東中学校の1年生全体の中ですから、規律正しく戻ったとは申し上げられないところなんです。大きな事案にはなっておりません。ですから、その男子生徒についても特に大きな問題があるわけではないと校長からは伺っております。
- 齋藤委員長 : 建て前とすると体罰はいけませんよね。でも、本音で言うとしたら無いところもありますよね。
- 足立職務代理 : 宮本学校教育課長にお聞きしますが、もし自分がその先生の立場でした

- らどう対応してましたか。
- 宮本学校教育課長 : 再三注意して、それでも一番前の席で前を向かずに後ろに消しゴムを投げているわけですから、当然前を向かせることをしてしまうとは思いますが。ただ、実際手を挙げて、1回避けたところでまた後から何回かということなので、それはまずいなと思います。
- 鎌田委員 : 廊下に出すというのは体罰になるんですか。
- 古谷教育長 : 子どもには学習権がありますので、学習権を奪うということはいけません。他の子どもが授業を受けているのに、その子どもだけ廊下に出してしまうのは物理的な作業になりますので、体罰になります。しかし、どうしても迷惑を掛けてしょうがないということであれば、教室の中で立たせるのは体罰ではないです。後は、外に出しても他の先生がついて、算数なら算数の授業を別の教室で教えれば学習権を保障しているので、それは体罰にはなりません。隔離してしまうと体罰になります。
- 足立職務代理 : 今、実際に2人でやっているんですね。
- 宮本学校教育課長 : 2年生になってからの状況はまだ掴んでおりませんが、1年生の当時6月の際にはまだ1人だったかも分かりませんが、その後夏以降は授業の無い2年生や3年生の教員も含めて全1年生のクラスは複数人で対応しております。あるいは、廊下で外に出る生徒の対応もしているという風になっております。それである程度、落ち着いてきたところはありました。
- 齋藤委員長 : 4月24日にテストやりましたよね。小学校6年生と中学校3年生。この結果はいつ分かるんですか。
- 宮本学校教育課長 : 結果が出るのは、8月の終わりくらいだと思います。
- 齋藤委員長 : そんなにかかるんですか。
- 宮本学校教育課長 : 採点等を含めて全部、文科省へ出した後になりますので時間はだいぶかかると思います。
- 齋藤委員長 : それによってまた35人体制とか文科省は言ってますけどね。違いますか。
- 宮本学校教育課長 : そこまではいかないと思います。
- 齋藤委員長 : 他に何かございますか。無いようでしたら、よろしいですか。では、以上でもって第5回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年5月23日

委員長 齋藤 晟

署名委員 鎌田 俊郎

署名委員 鈴木 一代